



冬季に雇用する 外国人スタッフの税務関係手続き

12月転入／翌年3月転出

転入・転出時に必要となる税務関係の手続きを整理します。

手続きの全体像



12月

転入時

- 住所・連絡先の登録
- 国民健康保険税の納付

滞在期間

滞在中

- 登録内容の確認
- 通知が届く住所・メールの維持

翌年 3 月

転出時

- 国民健康保険税の精算
- 住民税の申告と予納
- 軽自動車税の予納

重要： 転出後も納税通知書等を確実に受け取れるようにするため、母国の住所とメールアドレスを登録します。



転入時の手続き

転入届の手続きとあわせて、連絡先の登録と国民健康保険税の納付を行います

転入届

連絡先登録

保険税納付

1 母国の住所とメールアドレスの登録

転出後に納税通知書等を確実に届けるため、母国の住所とメールアドレスを登録します

2 国民健康保険税の納付

前年中の国内所得に応じて、滞在期間中の国民健康保険税額を算定し、納付します

(参考)

- 前年中の日本国内における所得なし
- 一人世帯（39歳以下の方）
- 12月から3月まで

保険税額 5,800円

案内のポイント：本人が登録する連絡先を事前に確認し、退職・帰国後も受信できるメールアドレスを案内してください。

母国の住所・メールアドレスの登録手順

配付するQRコードから登録を開始し、受信メールに記載のリンクから本人情報と母国の住所を登録します



1

QRコードからメールアドレスを登録



メールアドレス
を入力

本人がスマートフォンでQRコードを読み取り、
メールアドレスを入力します



2

受信メールに記載のリンクから登録ページへ



受信メールの
リンクにアクセ
ス

登録ページ

- 氏名
- 生年月日
- 母国の住所

受信メールに記載のリンクにアクセスし、
氏名・生年月日、母国の住所を登録します

登録するメールアドレスは、転出後も有効であることを本人に確認してください。



転出時の手続き

転出届の手続きとあわせて、国民健康保険税の精算と次年度分村税の確認を行います

税 目	転出時に確認すること	対 応
国民健康保険税	納付済み保険税額を精算	還付又は納付
住民税	前年中の所得を申告、住民税を仮計算	次年度分を予納
軽自動車税	軽自動車の所有状況に応じて、税額を算定	次年度分を予納

住民税は毎年1月1日現在、軽自動車税は毎年4月1日現在の状況を基準として課税されます。
そのため、令和8年度中に白馬村から転出した場合でも、1月1日現在で白馬村に住所があった場合は令和9年度分の住民税が、4月1日現在で軽自動車を所有していた場合は令和9年度分の軽自動車税が、それぞれ課税されます。

事業者が案内するタイミング

本人の出入国・住民登録の予定を確認し、役場での手続きにつなげます



12月

滞在中

翌年 3 月

1

転入

- 母国の住所とメールアドレスの登録
- 国民健康保険税の納付

2

登録情報の確認

- 登録内容の変更の確認

3

転出

- 国民健康保険税の精算
- 住民税の申告と予納
- 軽自動車税の予納

窓口で必要な書類や期限について、本人に早めの確認を促してください。

事業者向け確認事項



転入前

転入予定日、健康保険の加入状況



転入時

母国の住所、転出後も有効なメールアドレスの確認



転出前

前年中の所得、軽自動車の所有状況



案内後

役場窓口、必要書類、期限を確認

滞納

給与支払状況・支払口座の照会に対する回答